



## 第6章

### 合併関係資料

#### 1. 合併協定項目

区分	整理番号	項 目	区分	整理番号	項 目
基本的協定項目	1	合併の方式	その他の必要な協議項目	26	消防団の取扱い
	2	合併の期日		27	電算システムの取扱い
	3	新市の名称		28	地域情報化関係事業の取扱い
	4	新市事務所の位置		29	情報公開等の取扱い
	5	財産の取扱い		30	広報広聴関係事業の取扱い
特例されて規定している協議項目	6	議会議員の任期、定数の取扱い		31	姉妹都市の取扱い
	7	農業委員会委員の任期及び定数の取扱い		32	国内・国際交流事業の取扱い
	8	地方税の取扱い		33	防災・交通安全関係事業の取扱い
	9	一般職の身分の取扱い		34	窓口業務の取扱い
	10	新市建設計画		35	人権教育・啓発関係事業の取扱い
その他の必要な協議項目	11	地域審議会の取扱い		36	保健・健康づくり関係事業の取扱い
	12	特別職の身分の取扱い		37	各種福祉関係事業の取扱い
	13	条例、規則の取扱い		38	社会福祉協議会の取扱い
	14	事務組織及び機構の取扱い		39	ごみ収集運搬関係事業の取扱い
	15	一部事務組合等の取扱い		40	環境衛生関係事業の取扱い
	16	使用料、手数料の取扱い		41	水道事業の取扱い
	17	第3セクター等の取扱い		42	下水道事業の取扱い
	18	公共的団体等の取扱い		43	農林水産関係事業の取扱い
	19	補助金、交付金等の取扱い		44	商工・観光関係事業の取扱い
	20	行政連絡機構の取扱い		45	建設関係事業の取扱い
	21	町、字の区域及び名称の取扱い		46	小中学校・幼稚園の通学区域等の取扱い
	22	慣行の取扱い		47	学校教育関係事業の取扱い
	23	病院の取扱い		48	社会教育・文化関係事業の取扱い
	24	国民健康保険事業の取扱い		49	その他の事業の取扱い
	25	介護保険事業の取扱い			

## 2. 合併協定書

合併協定書					
平成16年6月18日	山鹿市	鹿北町	菊鹿町	鹿本町	鹿央町

### 1 合併の方式

合併の方式は、山鹿市、鹿北町、菊鹿町、鹿本町、鹿央町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併（対等合併）とする。

### 2 合併の期日

合併の期日は、平成17年（2005年）1月15日とする。

### 3 新市の名称

新市の名称は、「山鹿市（やまがし）」とする。

### 4 新市の事務所の位置

- 合併当初の新市の事務所の位置は、山鹿市大字山鹿978番地（現山鹿市役所）とする。  
ただし、合併後3年以内を目処に、市道名塚中央線、市道新涌尾・八ノ峰線及び市道涌尾・八ノ峰線の沿線周辺地域に適地を求め、新たな事務所の建設に着手する。
- 現在の各市町の事務所の位置に総合支所方式による支所を置く。ただし、合併から10年後を目安に本庁方式に移行する。  
また、支所については、住民サービスの低下を招かないよう特に充実に努めるものとする。

### 5 財産の取扱い

1 市4町の財産は、すべて新市に引き継ぐものとする。  
なお、菊鹿町の城北財産区、六郷財産区、鹿本町の稲田財産区については、財産区として新市に引き継ぐものとする。

### 6 議会議員の任期、定数等の取扱い

新市における議会議員の任期及び定数の取扱いについては、地方自治法第91条第1項の規定による条例定数を30人とし、選挙を行う。

ただし、合併後最初に行われる設置選挙に限り、公職選挙法第15条及び同法施行令第9条の規定による選挙区（旧市町の定数：山鹿市14人・鹿北町4人・菊鹿町4人・鹿本町4人・鹿央町4人）を設けるものとする。

### 7 農業委員会委員の任期及び定数の取扱い

- 新市に1つの農業委員会を設置する。  
選挙による委員の定数を20人とし、旧市町を区域とする5つの選挙区（旧市町の定数：山鹿市7人、鹿北町3人、菊鹿町4人、鹿本町3人、鹿央町3人）を設けるものとする。
- 合併時における農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、旧市町の選挙による委員のうちから互選により選出する。  
なお、委員の定数は、前項の例によるものとし、委員の任期は、合併の日から1年間とする。

3 新市に農業委員会協力員を置く。

なお、農業委員会協力員の定数、業務等については、合併までに調整する。

## 8 地方税の取扱い

1 地方税について、1市4町で差異のないものは、現行のとおりとする。

2 1市4町で差異のあるものは、次のとおりとする。

(1) 個人市町村民税

ア 減免については、山鹿市、鹿北町及び菊鹿町の例により合併時から統一する。

イ 納期については、山鹿市、鹿北町及び鹿央町の例により合併時から統一する。

(2) 法人市町村民税

ア 税率については、山鹿市の例による。

ただし、税率の統一については、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し、合併の日の属する年度から平成19年度までは不均一課税とし、平成20年度から統一する。

イ 減免については、山鹿市の例により合併時から統一する。

(3) 固定資産税

ア 減免については、山鹿市、鹿本町及び鹿央町の例により合併時から統一する。

イ 納期については、山鹿市及び鹿央町の例により平成17年度から統一する。

ウ 誘致企業等の課税免除及び不均一課税制度については、合併までに調整する。

(4) 軽自動車税

ア 減免については、鹿北町及び菊鹿町の例により合併時から統一する。

イ 納期については、山鹿市、鹿北町、菊鹿町及び鹿本町の例により合併時から統一する。

(5) 特別土地保有税

免税点については、合併時から5,000㎡とする。

(6) 入湯税

ア 課税免除については、合併までに調整する。

イ 税率については、山鹿市、菊鹿町及び鹿本町の例による。

ただし、税率の統一については、市町村の合併に関する法律第10条の規定を適用し、合併の日の属する年度は1市4町の例による不均一課税とし、平成17年度から統一する。

(7) 都市計画税

現行を基本に新市に引き継ぐ。

## 9 一般職の身分の取扱い

一般職の身分の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条により、すべて新市に引き継ぐ。

- (2) 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。
  - (3) 職員の職制については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に統一する。
  - (4) 職員の給与については、現給を保障し職員の処遇及び給与の適正化の観点から新市において速やかに調整する。
- なお、給与体系については、合併までに調整する。

## 10 新市建設計画

新市建設計画については、別冊のとおりとする。

## 11 地域審議会の取扱い

### 11-1 地域審議会の設置

市町村の合併の特例に関する法律第5条の4に基づく地域審議会については、新市において設置する。

### 11-2 地域審議会の組織・運営

地域審議会の取扱い（組織・運営）について、別紙のとおりとする。

## 12 特別職の身分の取扱い

特別職の身分の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 三役、教育長の設置、定数及び任期については、法令の定めるところによる。給与については、合併までに調整する。
- (2) 議会議員の報酬については、合併までに調整する。  
ただし、定数及び任期については、別途協議する。
- (3) 行政関係委員、公職選挙法関係委員の設置、定数及び任期については、法令の定めるところによるものとし、必要に応じ合併までに調整する。  
報酬については合併までに調整する。  
ただし、農業委員会の設置、定数及び任期については、別途協議する。
- (4) その他の特別職の設置、定数及び任期については、新市において必要があるものは合併までに調整する。  
報酬については、合併までに調整する。

## 13 条例、規則等の取扱い

条例、規則等の取扱いについては、合併協議会で協議された各種事務事業等の調整、確認内容に基づき、別紙「鹿本地域合併に関する条例、規則等の整備方針」により整備するものとする。

## 14 事務組織及び機構の取扱い

新市における組織及び機構の取扱いについては、次の事項を基本として整備する。

ただし、新市においては、常にその組織及び機構の見直し、運営の効率化に努め、規模等の適正化を図りながら、新たな行政課題に迅速かつ的確に対応できるよう努めるものとする。

- (1) 新市移行後も住民サービスの低下を来たさないように十分配慮した組織機構
- (2) 市民が利用しやすく、わかりやすい組織機構
- (3) 市民の声を適正に反映することができる組織機構
- (4) 簡素で効率的な組織機構
- (5) 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織機構

## 15 一部事務組合等の取扱い

1 一部事務組合の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 山鹿・鹿本広域行政事務組合については、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2により、合併の日において、新市と植木町が組織する一部事務組合とする。

なお、火葬場に関する事務及び財産については、新市に引き継ぐ。

- (2) 熊本県町村退職手当組合、熊本県町村自治会館管理組合、熊本県町村非常勤職員公務災害補償組合、熊本県町村交通災害共済組合については、当該組合の規約改正の状況を踏まえ、合併までに調整する。

- (3) 熊本県消防補償等組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に参加する。

- (4) 鹿本町稲田財産区菊鹿町六郷財産区原野組合については、合併の日の前日をもって解散し、新市に事務を引き継ぐ。

- (5) 菊池台地総合土地改良事業組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に参加する。

- (6) 鹿央町山鹿市中学校組合については、合併の日の前日をもって解散し、新市に事務及び財産を引き継ぐ。

なお、当該組合の一般職の身分についても、新市に引き継ぐ。

- 2 鹿本郡市1市5町で共同設置している介護認定審査会については、合併の日の前日をもって解散し、新たに、新市において合併の日に関木町と共同設置する。

3 事務委託の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 熊本県への公平委員会の事務委託については、合併の日の前日をもって廃止し、新市において公平委員会を設置する。

- (2) 山鹿市への電算システム統合に係る事務委託については、合併の日の前日をもって廃止し、新市において処理する。

- (3) 菊池市への国営造成施設管理体制整備促進事業に係る事務委託については、合併の日の前日をもって廃止し、新たに、新市において合併の日に関池市に事務委託する。

- (4) 山鹿市と鹿本町の公共下水道に係る事務委託については、合併の日の前日をもって廃止し、新市において処理する。

- 4 地方公共団体が相互に事務を共同処理するために設置した協議会等については、合併の日の前日をもって脱退又は廃止し、必要に応じ、新市において合併の日に参加する。

なお、合併の日の前日をもって廃止する協議会については、新市において相応の事務及び財産を引き継ぐ。

## 16 使用料、手数料の取扱い（他項目分除く）

施設使用料については、施設内容、建設年度及び減免の取扱い等が異なるため、原則として現行のとおりとする。

ただし、同一又は類似の施設の使用料については、可能な限り統一に努める。

なお、現行のとおりとしたものは、新市の速やかな一体性の確保や住民負担に配慮し、公平負担の原則、財政状況等を勘案しながら、新市において随時調整を図るものとする。

手数料については、原則として、合併時に統一するものとする。

## 17 第3セクター等の取扱い

1 鹿北町の幸の国木材工業(株)、(株)小栗郷、菊鹿町の(株)菊鹿フラワーバンク、(株)あんずの丘、鹿本町の(株)鹿本町振興公社（水辺プラザかもと）については、地域の第3セクターとして存続することとし、合併後新市において調整する。

また、鹿北町の(株)小栗郷、菊鹿町の(株)あんずの丘、鹿本町の(株)鹿本町振興公社については、出荷体制等の運営制度を維持する方向で調整する。

2 山鹿市の財団法人山鹿市地域振興公社については、新市に引き継ぎ、合併後新市において調整する。

## 18 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確保するため、各団体の実情を尊重しながら、統合整備に努めるものとする。

(1) 同一あるいは同種の団体は、合併時に統合できるよう調整に努める。

(2) 同一あるいは同種の団体で、実情により合併時に統合することが困難な団体は、合併後速やかに統合できるよう調整に努める。

(3) 同一あるいは同種の団体で、統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。

(4) 独自の団体は、原則として現行のとおりとする。

ただし、新市において均衡が保てるよう調整する。

## 19 補助金、交付金等の取扱い

補助金等については、従来からの経緯・実情等及び各市町で進めてきた補助金の見直しの視点を踏まえつつ、その事業目的・効果を総合的に勘案し、公共的必要性・有効性及び公平性の観点から十分な検討を行い、調整を図るものとする。

(1) 新市の均衡ある発展に資する補助金等については、地域活動を充実させるよう交付水準等について調整・配慮する。

(2) 各市町で同一あるいは類似の補助金等については、できるだけ早い時期に当該団体の理解と協力を得て統一化する。

(3) 各市町独自の補助金等については、従来の実績等を尊重しつつ、新市域全体の均衡を保つよう調整する。

(4) 整理統合できる補助金等については、廃止を含めて調整を図る。

## 20 行政連絡機構の取扱い

- 1 行政連絡員の名称については、合併時に嘱託員に統一する。
- 2 行政区の名称については、現行のとおりとする。  
ただし、同一名称の行政区については、合併までに調整する。
- 3 行政区の所管区域については、現行のとおりとする。  
ただし、規模等に相違があるため、必要に応じ統合、再編について検討する。
- 4 行政連絡員の取扱事務等については、合併までに調整する。

## 21 町、字の区域及び名称の取扱い

- 1 町、字の区域については、従前のとおりとする。
- 2 町、字の名称の表示は、大字の字句を削除することとし、新市の名称に続く町名・大字名については、合併までに調整する。
- 3 不動産登記簿上の小字は、従前のとおりとする。

## 22 慣行の取扱い

- 市章については、合併までに新しく制定するものとする。
- 市民憲章、市花、市木、市鳥、宣言については、新市において制定するものとする。
- 名誉市民制度については、新市において制定するものとし、現行の名誉市・町民については、新市に引き継ぐことを基本に調整する。

## 23 病院の取扱い

- 山鹿市立病院については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、市民の健康増進と福祉の充実のため、地域に密着した医療施設として位置付け、改善、充実を図るものとする。

## 24 国民健康保険事業の取扱い

- 1 国民健康保険事業について、1市4町で差異のないものは、現行のとおりとする。
- 2 1市4町で差異のあるものは、次のとおりとする。
  - (1) 国民健康保険の医療給付分、介護納付金分の税率については、合併直前の医療費等の事業費や関係法令の改正状況を基に、合併時から平成18年度まで不均一課税を行い、平成19年度から統一する。
  - (2) 保険税の納期については、山鹿市の例により平成17年度から統一する。
  - (3) 保険税の減免については、山鹿市の例により合併時から統一する。
  - (4) 葬祭費については、鹿北町、菊鹿町、鹿本町及び鹿央町の例により合併時から統一する。
  - (5) 出産育児一時金受領委任払い事業については、山鹿市の例により合併時から統一する。
  - (6) 高額療養費受領委任払い事業については、山鹿市、菊鹿町及び鹿本町の例により合併時から統一する。
  - (7) 高額療養費支払資金貸付事業については、合併時に廃止する。

## 25 介護保険事業の取扱い

- 1 介護保険事業について、1市4町で差異のないものについては、現行のとおりとする。
- 2 1市4町で差異のあるものは、次のとおりとする。
  - (1) 介護保険事業計画については、第2期事業運営期間の終期である平成17年度までの

間は、旧市町の計画の集合体をもって新市の計画として取り扱うものとする。

- (2) 第1号被保険者の保険料については、第2期事業運営期間の平成17年度までは現行のとおりとし、平成18年度から統一する。

ただし、第3期事業運営期間の保険料が急激な負担増となる場合は、平成18年度から3年間を不均一賦課とし、第4期事業運営期間の平成21年度から統一する。

- (3) 第1号被保険者の保険料の納期については、鹿本町の例により平成17年度から統一する。

- (4) 鹿本町が行っている市町村特別給付については、平成17年度までは現行のとおりとする。

なお、平成18年度からの市町村特別給付の実施の有無については、新市において検討する。

## 26 消防団の取扱い

1市4町の消防団は、合併時に統合する。

- (1) 1市4町の消防団の団員である者及び消防設備・施設（可搬ポンプ、小型ポンプ付積載車、防火水槽等）については、新市に引き継ぐ。
- (2) 消防団の組織については、合併までに調整する。
- (3) 年間行事については、新市において調整する。
- (4) 団員報酬、消防関係補助金等については、必要に応じ合併までに調整する。

## 27 電算システムの取扱い

電算システムについては、住民サービスの低下を招かないように、基幹システムについては合併時に統一し、単独で導入しているシステムは合併時までに調整する。

## 28 地域情報化関係事業の取扱い

- 1 地域情報化計画については、合併後新市において策定する。
- 2 地域情報基盤の整備については、多彩な情報の提供（行政情報・緊急情報・福祉情報・生活情報等）や発信を通じて、均衡ある快適な情報化社会の実現を図るため、情報ハイウェイ構想の推進に努める。

## 29 情報公開等の取扱い

情報公開に関する条例、個人情報保護に関する条例及び市長の資産等の公開に関する条例については、合併時に制定する。

## 30 広報広聴関係事業の取扱い

- 1 広報紙については、毎月1日と15日の月2回発行するものとし、発行部数、配布方法等については、合併までに調整する。
- 2 オフトーク通信及び防災無線による放送については、現行のとおりとする。  
なお、新たな通信施設の導入については、必要に応じ検討する。
- 3 ホームページについては、新市で新たに開設し、広報広聴事業の向上に努める。
- 4 その他の広報事業については、従来の広報事業が低下しないよう配慮し、合併までに調整する。
- 5 広聴事業については、従来の広聴事業が低下しないよう配慮し、新市において調整する。



### 31 姉妹都市の取扱い

兵庫県赤穂市（山鹿市）と岡山県有漢町、高知県大正町、オーストラリア・ニューサウスウェルズ州クーマ市（鹿本町）の姉妹都市については、現行のとおり引継ぐこととし、合併後新市において調整する。

### 32 国内・国際交流事業の取扱い

- 1 鹿本町国際交流事業、鹿央町国際交流事業「あすかの翼」については、当分の間存続することとし、合併後新市において調整する。
- 2 団体等の国内・国際交流事業については、現行のとおり存続することとし、合併後新市において調整する。

### 33 防災・交通安全関係事業の取扱い

- 1 防災対策について
  - (1) 防災会議、災害対策本部の組織については、合併時に新たに設置する。
  - (2) 地域防災計画については、合併時に旧市町の計画の集合体をもって新市の計画として取り扱うものとし、新市において新たな計画を速やかに策定する。
  - (3) 防災無線及びオフトーク通信については当面現行のとおりとし、災害時の対応に支障がないよう新市において放送システムの整備及び統一に努める。
- 2 交通安全対策について
  - (1) 新市における交通安全の確保と交通事故防止を図るため、各種事業の推進に努める。
  - (2) 円滑な交通体制を確保するため、新市において交通指導員（隊）を置く。  
組織については、合併までに調整する。
  - (3) 交通災害共済制度については、熊本県町村交通災害共済組合の規約改正を踏まえ、合併までに調整する。

### 34 窓口業務の取扱い

- 1 本庁及び総合支所の事務執行体制を考慮して、住民サービスの低下を招かないよう調整に努めるものとする。
- 2 昼休み時間の対応については、輪番制等で対応するものとする。
- 3 休日、夜間等の時間外対応については、新市において検討する。

### 35 人権教育・啓発関係事業の取扱い

- 1 人権教育・啓発の基本計画については、新市において策定し、人権意識の高揚に努める。
- 2 人権擁護委員については、新市に引き継ぐものとし、法令の基準に基づき適正に配置する。
- 3 人権教育・啓発の実施については、統一的活動ができるよう専門部署の設置、専門職員の配置等行政組織体制の整備に努め、これまでの各市町の取組みの経緯及び国、県の動向を踏まえ、新市においても引き続き実施するものとする。

### 36 保健・健康づくり関係事業の取扱い

- 1 乳幼児医療費助成事業については、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度から

入院、通院ともに対象者を小学校就学前の児童とし、全額を助成する。

- 2 母子保健事業計画については、合併時に旧市町の計画の集合体をもって新市の計画として取り扱うものとし、新市において新たに策定する。

母子保健事業の実施については、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度から次のとおりとする。

- (1) 乳幼児健康診査の実施については、集団健診とする。
- (2) 乳幼児健康診査の対象児は、次のとおりとする。
- |            |                    |
|------------|--------------------|
| 乳児健診前期     | 生後3か月児から生後4か月児     |
| 乳児健診後期     | 生後7か月児から生後8か月児     |
| 1歳6か月児健康診査 | 生後1歳6か月児から生後1歳8か月児 |
| 3歳児健康診査    | 生後3歳0か月児から生後3歳6か月児 |
- (3) 乳幼児健康診査の実施場所については、現行を基本に新市において調整する。
- (4) 精密検査については、現行のとおり医療機関で実施する。
- (5) その他の母子保健事業の取扱いについては、現行を基本に新市において調整する。
- 3 予防接種事業及び結核予防事業の実施については、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度から次のとおりとする。

- (1) ポリオ及びBCG予防接種は、集団接種とし、三種混合、二種混合、麻疹、風疹、日本脳炎及びインフルエンザの予防接種は、個別接種とする。
- (2) ポリオ、BCG、三種混合、二種混合、麻疹、風疹及び日本脳炎の定期予防接種については、無料とする。
- (3) インフルエンザの予防接種については、接種に係る実費の一部として負担金を徴収する。なお、一部負担金の額については、新市において調整する。
- (4) インフルエンザの予防接種に係る一部負担金の免除の範囲は、生活保護世帯及び住民税非課税世帯とする。
- (5) 結核レントゲン検診については、対象年齢を16歳以上とし、現行のとおり集団検診で実施する。

- 4 老人保健事業計画については、合併時に旧市町の計画の集合体をもって新市の計画として取り扱うものとし、新市において新たに策定する。

老人保健事業については、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度から次のとおりとする。

- (1) 老人保健事業において実施する健（検）診は、総合健診、複合健診、節目健診、基本健康診査とする。
- なお、基本健康診査、子宮がん検診及びC型肝炎検診については、個別医療機関においても併せて実施する。
- (2) 各種健（検）診に係る実費の一部として負担金を徴収する。
- なお、一部負担金の額については、新市において調整する。
- (3) 各種健（検）診に係る一部負担金の減額又は免除の範囲は、70歳以上、生活保護世

帯及び住民税非課税世帯とする。

ただし、総合健診及び節目健診は除くものとする。

- (4) 各種健（検）診の対象者は、19歳以上とする。

ただし、節目健診、C型肝炎検診及び喀たん検査については、次のとおりとする。

節目検診 30歳から60歳までの5歳刻みの年齢の者

C型肝炎検診 40歳から70歳までの者

喀たん検査 40歳以上の者

- (5) その他の老人保健事業の取扱いについては、現行を基本に新市において調整する。

## 37 各種福祉関係事業の取扱い

### 37-1 高齢者福祉の取扱い

- 1 老人保健福祉計画については、合併時に旧市町の計画の集合体をもって新市の計画として取り扱うものとし、見直し時期に新たに策定する。

- 2 在宅介護支援センターについては、基幹型在宅介護支援センターを1箇所設置し、地域型在宅介護支援センターは、現行を基本に設置する。

- 3 国又は県の補助により実施する事業については、次のとおりとする。

- (1) 1市4町で差異のないものは、現行のとおりとする。

- (2) 1市4町で実施し、その内容等に差異のあるものは、平成16年度までは現行のとおりとし、平成17年度からの実施内容等については合併までに調整する。

- (3) いずれかの市町で実施している事業は、平成16年度までは現行のとおりとし、平成17年度からの実施については補助基準等を基に合併までに調整する。

- 4 市町単独により実施する事業については、次のとおりとする。

- (1) 高齢者いきがい活動支援通所事業及び訪問指導事業については、合併までに調整し実施する。

- (2) 敬老祝事業の実施については、平成16年度までは現行のとおりとし、平成17年度から金婚及び80歳・88歳・100歳以上長寿者の表彰を行う。

- (3) いずれかの市町で実施している事業は、平成16年度までは現行のとおりとし、平成17年度からの実施については合併までに調整する。

### 37-2 障害者の取扱い

- 1 障害者福祉計画については、合併時に旧市町の計画の集合体をもって新市の計画として取り扱うものとし、新市において新たに策定する。

- 2 国又は県の補助により実施する事業について、1市4町で差異のないものについては、現行のとおりとする。

- 3 国又は県の補助により実施する事業について、1市4町で差異のあるものについては、次のとおりとする。

- (1) 重度身体障害者移動支援事業、心身障害者小規模作業所及び地域療育事業については、現行のとおり新市において実施するものとし、合併後圏域的な調整を図るものとする。

- (2) 地域生活支援・スポーツ振興事業については、山鹿市の例により新市において実施する。

### 37-3 児童福祉の取扱い

- 1 次世代育成支援行動計画については、合併時に旧市町の計画の集合体をもって新市の計画として取り扱うものとし、見直し時期に新たに策定する。
- 2 保育料の階層区分及び徴収額については、別紙保育料徴収基準額表によるものとし、平成17年度から統一する。  
ただし、保育料減額措置については、国又は県の制度を適用する鹿本町の例による。
- 3 特別保育事業については、現行のとおり新市において実施するものとし、合併後圏域的な調整を図るものとする。  
なお、徴収額については、次のとおりとする。
  - (1) 延長保育に係る徴収額は、山鹿市の例により平成17年度から統一する。
  - (2) 一時保育に係る徴収額は、鹿北町の例により平成17年度から統一する。
- 4 放課後児童健全育成事業については、現行のとおり新市において実施するものとし、合併後圏域的な調整を図るものとする。
- 5 母子・父子家庭医療費助成事業については、次のとおり新市において実施する。
  - (1) 児童扶養手当の所得制限の例により、全部支給対象者の所得額に該当する場合は、全額を助成する。
  - (2) 児童扶養手当の所得制限の例により、一部支給対象者の所得額に該当する場合は、2/3を助成する。
- 6 児童手当の支給については、国制度に基づき、現行のとおり新市において実施する。

### 37-4 その他福祉の取扱い

- 1 福祉事務所は、新市において設置するものとする。
- 2 生活保護事業については、国、県の福祉制度に基づき、新市福祉事務所において実施する。
- 3 民生委員・児童委員及び主任児童委員については、新市に引き継ぐものとする。
- 4 戦没者追悼式については、当分の間、現行のとおりとし、その後の追悼式のあり方は、関係団体の意向を踏まえながら調整する。
- 5 地域福祉計画については、合併時に旧市町の計画の集合体をもって新市の計画として取り扱うものとし、見直し時期に新たに策定する。
- 6 災害見舞金等については、鹿北町の例により合併時から統一する。

## 38 社会福祉協議会の取扱い

- 1 社会福祉協議会については、合併時に統合できるよう相互調整に努める。  
なお、事業委託、事業補助については、社会福祉協議会の事業内容等の事情を尊重しながら調整に努めるものとする。
- 2 新市は、少子高齢社会の取組みとして、住民の誰もが安心して生活できるよう社会福祉協議会と協力し、地域福祉の充実に努める。

## 39 ごみ収集運搬関係事業の取扱い

- 1 ごみ袋については、合併時から市指定ごみ袋とする。

2 ごみ収集手数料については、次のとおりとする。

- (1) 可燃ごみ、不燃ごみの収集手数料については、ごみ減量化やコスト意識啓発の観点から有料化とし、合併時から、市指定ごみ袋1個あたり25円（大）、20円（小）とする。
- (2) 資源ごみ収集手数料については、合併時から無料とする。
- (3) 粗大ごみ、危険ごみ収集手数料については、現行のとおり無料とする。
- (4) 収集手数料の徴収方法については、市指定ごみ袋販売方式とする。

3 ごみの収集運搬体制については、合併後一定の期間は現行のとおりとし、新市において、全域の民間委託への移行を図る。

4 収集回数については、次のとおりとする。

- (1) 可燃ごみ収集回数については、合併後一定の期間は現行のとおりとし、新市において、週2回に統一を図る。
- (2) 不燃ごみ収集回数については、合併後一定の期間は現行のとおりとし、新市において、月2回に統一を図る。
- (3) 資源ごみ収集回数については、合併後一定期間は現行のとおりとし、新市において、月2回に統一を図る。
- (4) 粗大ごみ収集回数については、合併後一定の期間は現行のとおりとし、新市において、年3回に統一を図る。
- (5) 危険ごみ収集回数については、合併後一定の期間は現行のとおりとし、新市において、年3回に統一を図る。

#### **40 環境衛生関係事業の取扱い**

- 1 環境基本計画については、新市において新たに策定する。
- 2 山鹿市の市営墓地については、新市に引継ぎ、墓地使用料については、山鹿市の例による。
- 3 新市の火葬場使用料については、山鹿本広域行政事務組合の例による。

#### **41 水道事業の取扱い**

- 1 水道会計の取扱いについては、合併時には、山鹿市の水道事業（上水道・簡易水道）は、現行のとおり公営企業会計とし、鹿北町、菊鹿町の簡易水道事業については、特別会計（簡易水道）として統合する。

なお、両事業の取り扱いについては、新市において、公営企業会計への整備統一を図る。

- 2 給水区域及び整備計画の取扱いについては、合併時には現行のとおりとし、新市における水道事業整備計画の策定を行う中で調整する。

3 水道料金の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 上水道料金については、山鹿市の例による。
- (2) 簡易水道料金については、口径の違いや料金格差があるため、合併時には、現行のとおりとし、経営状況を踏まえ平成20年度からを目処に統一する。

なお、簡易水道の料金統一の検討においては、地元管理組合等への事業主体変更等も

併せて検討していく。

4 メーター使用料、メーター設置、加入者負担金の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 鹿北町のメーター使用料については、料金統一の時に廃止する。

(2) メーターについては、合併時から、市で設置を行うこととし、市財産として維持管理する。

なお、菊鹿町の個人メーターについては、合併時に新市が譲り受ける方向で調整する。

(3) 加入者負担金については、合併時から次のとおりとする。

φ13ミリ	3万円
φ20ミリ	4万円
φ25ミリ	6万円
φ40ミリ	22万円
φ50ミリ	40万円
φ75ミリ	108万円
φ100ミリ	214万円

## 42 下水道事業の取扱い

1 下水道会計の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 山鹿市と鹿本町の公共下水道事業は、合併時に公営企業会計として統合する。

(2) 1市4町の農業集落排水事業については、合併時に特別会計に統合し、新市において公営企業会計導入に向けて整備を図る。

2 排水区域及び整備計画の取扱いについては、合併時には現行のとおりとし、新市における排水処理事業計画の策定を行う中で調整する。

3 下水道料金等（公共下水道・農業集落排水）の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 料金については、累進制、定額制の違いや料金格差があるため、合併時には現行のとおりとし、繰入金や経営状況を踏まえ平成22年度からを目処に統一する。

なお、公共下水道と農業集落排水の料金については、公平性の観点から統一時においては同一制度を検討する。

(2) 料金統一時における料金制度の前提となる汚水量の把握については、公平性の観点から基本的には水道メーターによるものとし、井戸水等の使用の場合は、認定水量によるものとする。

なお、井戸水等の使用において、事業に伴う大量汚水等がある場合については、市設置による井戸メーターでの認定を図る。

4 受益者負担金・分担金（公共下水道・農業集落排水）の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 一般住宅等については、1戸当たり10万円の負担金額とし、集合住宅や事業所等の場合は、10万円の基本額に、当該敷地面積が500㎡を超える部分に対して1㎡当り100円の加算措置を行うものとする。

ただし、この適用については、新市において供用開始する公共下水道排水区域、新市から事業を行う農業集落排水処理区からとする。

なお、合併までに供用開始した公共下水道排水区域及び農業集落排水処理区、合併時に事業中の農業集落排水処理区については、従前のおり旧市町の負担金額による。

(2) 賦課時期の取扱いについては、供用開始後において受益可能建物等の全てに賦課するものとする。

ただし、鹿本町及び鹿央町における宅内接続時の賦課の取扱いについては、経過措置として、平成19年度までは従前の宅内接続時とするが、平成20年度において、新市の負担金額で全て賦課するものとする。

5 排水設備工事指定店及び責任技術者の取扱いについては、合併時から、公共下水道及び農業集落排水の両区域の共通指定店である山鹿市、鹿本町の例による。

### 43 農林水産関係事業の取扱い

1 農業振興地域整備計画及び農業経営基盤強化促進基本構想については、合併時に旧市町の計画の集合体をもって新市の計画として取り扱うものとし、速やかに計画の見直しを行う。

2 地域農業マスタープランについては、新市において速やかに策定する。

3 森林整備計画については、合併時に旧市町の計画の集合体をもって新市の計画として取り扱うものとし、速やかに計画の見直しを行う。

4 米の生産調整については、平成16年度に制度改正されるため、国の動向を見極めながら、新市において調整する。

5 国、県補助事業及び継続事業については、新市においても現行を基本に引き続き実施する。

6 担い手育成資金貸付事業、農林業経営活性化資金貸付事業については、当分の間現行のおりとし、必要に応じ新市において調整する。

7 農林業基盤整備事業等受益者分担金については、平成17年度から統一することとし次のとおり定める。

ただし、継続事業及び合併までに事業採択を受けたものについては、現行のおりとする。

(1) 農道整備事業、集落道整備事業、湛水防除事業、林道整備事業、農道災害復旧事業及び林道災害復旧事業については、分担金を徴収しない。

(2) 農地等災害復旧事業及び林道災害以外の林務関係災害復旧事業については、補助残の20%を受益者負担とする。

(3) その他の事業については、新市の負担10%を基本とし、受益者負担が10%以内となるように定める。

8 農道及び林道については、現行のおり新市に引き継ぐ。

9 土地改良区については、現行のおりとし、新市において将来の統合に向けて検討する。

## 44 商工・観光関係事業の取扱い

- 1 商工関係事業については、だれもが暮らしやすく活力ある地域をつくるために商工業の振興に努め、若者の定住促進が図られるよう魅力ある就労の場を確保するため、現行を基本として新たな施策を検討する。
  - (1) 地場産業振興事業については、現行を基本に制度を再編する。
  - (2) 伝統工芸品産業振興事業については、現行を基本に制度を再編する。
  - (3) 商店街活性化対策事業については、山鹿市の例による。
  - (4) 企業誘致事業については、制度を再編し積極的な誘致を展開する。
  - (5) 商工会議所、商工会については、将来の統合に向け検討が進められるように調整に努める。
- 2 観光関係事業については、熊本県の北の玄関口という立地と温泉など様々な観光資源を生かすとともに、アジアをはじめとする国際的な視点に立って、引き続き観光の振興に努め、地域の活性化と地域経済の発展に寄与するよう、現行を基本として新たな施策を検討する。
  - (1) 観光イベント、祭り関係については、地域の歴史、伝統及び特色を生かすために現行のとおり実施する。
  - (2) 観光協会については、新市での統一的な観光事業が展開できるように、新たに協議会等の設立が図られるよう調整に努める。

## 45 建設関係事業の取扱い

### 45-1 公共土木・地籍調査の取扱い

- 1 道路マスタープランについては、新市において策定する。
- 2 道路占用料については、道路法施行令第19条の2を参考に新市の道路占用料徴収条例を制定し、平成17年度から実施する。  
ただし、平成16年度までは現行のとおりとする。
- 3 新市の市道、河川、公園等の維持管理については、新市の管理を基本に住民の協力も踏まえ、合併までに調整する。
- 4 継続している地籍調査事業については、現行のとおり新市に引継ぎ、早期完了に努める。  
さらに、地籍精度の向上を図るため、必要な区域については、地籍再調査を推進する。

### 45-2 住宅の取扱い

- 1 住宅マスタープラン及び公営住宅等ストック総合活用計画については、新市において策定する。
- 2 公営住宅等の建設及び建替えについては、新市において作成する住宅マスタープラン及び公営住宅等ストック総合活用計画に基づき事業を進める。  
ただし、新たに計画を策定するまでの期間においては、現行の計画を引き継ぐものとする。
- 3 公営住宅等の使用料については、次の方針に基づき調整する。



- (1) 公営住宅については、利便性係数の見直しを行い合併までに調整する。
- (2) 地域改善向公営住宅及び改良住宅については、新市において調整する。
- (3) 特定公共賃貸住宅については、菊鹿町の例を基本に合併までに調整する。
- (4) 町単独住宅については、新市において調整する。
- 4 住宅使用料以外の使用料については、新市において調整する。
- 5 入居資格については、次の方針に基づき調整する。
  - (1) 公営住宅については、鹿北町、菊鹿町、鹿本町及び鹿央町の例により合併までに調整する。
  - (2) 地域改善向公営住宅及び改良住宅については、(1)の公営住宅の入居資格同様とする。
  - (3) 特定公共賃貸住宅については、鹿北町及び菊鹿町の例により合併までに調整する。
  - (4) 町単独住宅については、新市において調整する。

#### 45-3 都市計画の取扱い

都市計画マスタープランについては、合併後、新市において新たに策定する。  
 ただし、新市の都市計画マスタープランを策定するまでの期間は、山鹿市の都市計画マスタープランを引き継ぐものとする。

なお、都市計画区域については、現行のまま新市に引き継ぐものとし、新市における都市計画マスタープランの策定に際して、必要に応じて見直しを行うものとする。

#### 46 小中学校・幼稚園の通学区域等の取扱い

- 1 小中学校の通学区域については、現行のとおり新市に引継ぐものとし、必要に応じ新市において検討する。
- 2 幼稚園の通学区域については、新市全域を基本とし調整する。
- 3 スクールバスの運行等については、現行のとおり新市に引継ぐものとし、必要に応じ新市において調整する。

#### 47 学校教育関係事業の取扱い

- 1 教育振興について
  - (1) 教育の方針及び教育の重点目標については、県の教育方針及び1市4町の例を基調に合併までに調整する。
  - (2) 学校施設及びその管理運営については、現行どおり新市に引き継ぐ。  
 ただし、施設等の整備については、新市において新たに施設整備計画を策定し、速やかな施設整備に努めるものとする。
  - (3) 小中学校の児童生徒の就学援助については、国の交付基準に基づき新市においても実施する。  
 ただし、菊鹿町及び鹿本町の小学校入学記念品については、合併までに調整する。
  - (4) 就学指導委員会については、合併までに調整し、新市においても設置する。
  - (5) 現在実施している各種教育振興事業（ALT事業等）については、新市においても充実に努めるものとし、内容については関係機関と協議し合併までに調整する。

## 2 奨学資金制度について

(1) 貸与制度については、新市においても実施する。

ただし、奨学生の資格及び貸与額等については合併までに調整する。

(2) 奨学生選考委員会については、新市において調整し、設置する。

(3) 個人の寄附に基づき設置されている基金及び奨学資金については、寄附者の意向を踏まえ、合併までに調整する。

## 3 学校給食について

(1) 学校給食の業務運営については、現行のとおり新市に引き継ぎ、必要に応じ新市において調整する。

(2) 給食センター建設等整備計画については、新市において検討する。

(3) 給食費については、現行のとおりとする。

(4) 米飯給食等に対する助成については、合併までに調整する。

## 4 幼稚園について

公立幼稚園については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

ただし、保育料等については、合併までに調整する。

# 48 社会教育・文化関係事業の取扱い

## 1 社会教育・文化について

(1) 校区公民館及び自治公民館の組織等については、当分の間現行のとおりとし、新市において関係機関と協議し、調整する。

(2) 教育委員会主要行事（成人式・文化祭等）については、新市において、関係機関と協議し、調整する。

ただし、現行の地域単位で開催することが適当な事業については、当分の間存続するものとする。

(3) 生涯学習の各種講座については、現行を基本に実施し、内容等については、合併までに調整する。

(4) 国・県及び市町指定の文化財、文化関係資料等については、新市に引き継ぎ、適正な保存と管理に努める。

## 2 社会体育について

各種スポーツ行事及び大会等については、新市において、関係機関と協議し、調整する。

ただし、現行の地域単位で開催することが適当な事業については、当分の間存続するものとする。

# 49 その他の事業の取扱い（土地開発公社）

山鹿市土地開発公社については、新市に引継ぎ、新市土地開発公社として存続させる。

## (別紙) 地域審議会の設置に関する協議

(設置)

**第1条** 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、次のとおり地域審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

名称	設置区域
山鹿市山鹿地域審議会	合併前の山鹿市の区域
山鹿市鹿北地域審議会	合併前の鹿北町の区域
山鹿市菊鹿地域審議会	合併前の菊鹿町の区域
山鹿市鹿本地域審議会	合併前の鹿本町の区域
山鹿市鹿央地域審議会	合併前の鹿央町の区域

(設置期間)

**第2条** 設置期間は、合併の日から平成27年3月31日までとする。

(所掌事務)

**第3条** 審議会は、設置区域に係る次の事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 新市建設計画の執行状況に関する事項
- (3) 新市の基本構想の策定及び変更に関する事項
- (4) 地域振興のための基金の活用に関する事項
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、地域協働組織等が行う住民主体の地域づくり活動の支援及び調整に努めるものとする。

(組織)

**第4条** 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

**第5条** 委員は、当該区域に住所を有する者又は当該区域内に存する事務所等に勤務する者で次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体に属する者
- (2) 学識経験者
- (3) 公募による者

(任期)

**第6条** 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

**第7条** 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第8条** 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、毎年2回以上開催するものとする。

3 前項に定めるもののほか、委員の4分の1以上の者から審議を求める事項を示して請求があったときは、開催するものとする。

4 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

5 会議の議長は、会長をもって充てる。

6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

7 会議は、原則として公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認める場合は会議に諮ったうえで公開しないことができる。

(庶務)

**第9条** 審議会の庶務は、支所において処理する。

(委任)

**第10条** この協議に定めるもののほか、審議会の会議運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### (別紙) 鹿本地域合併に関する条例、規則等の整備方針

新設合併の場合、1市4町（山鹿市、鹿北町、菊鹿町、鹿本町及び鹿央町）は、合併によって消滅し、従来の1市4町の条例、規則等も失効することになるため、新市において新たに条例、規則等を制定し、施行する必要がある。

したがって、新市の設置に伴う条例、規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議された各種事務事業等の調整、確認内容に基づき、次の区分により整備するものとする。

##### 施行の方法による区分

###### 1 即時施行

合併と同時に新市の市長職務執行者の専決処分等により、即時制定し、施行する必要があるもの

- (1) 条例 制定権者（市長職務執行者）の専決処分により制定し、施行する。（地方自治法第179条第1項）
- (2) 規則、要綱、その他 制定権者（市長職務執行者等）の職権により制定し、施行する。（地方自治法第15条第1項）

###### 2 漸次施行

合併後、逐次制定し、施行させることとするもの

- (1) 市長職務執行者の専決処分による制定になじまないもの（議案提出権が長にない条例、行政委員会の規則等）
- (2) 新市発足時には必要ないが、合併後、逐次制定し、施行させる必要があるもの

###### 3 暫定施行

一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの

新市の条例、規則等が制定されるまでの間の暫定措置として、従来その地域に施行されていた条例、規則等を新市の条例、規則等として引き続き施行させる必要がある場合（地方自治法施行令第3条）

## (別紙) 保育料徴収基準額表

(単位 円)

階層区分	定 義			割合	(国) 徴収基準額(月額)		新市徴収基準額(月額)	
					3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)			基準額	0	0	0	0
第2-1階層	第1階層及び第4～7階層を除き、前年度分の市町村税の額が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	母子世帯等の世帯	基準額	0	0	0	0
				半 額	0	0	0	0
				1/10	0	0	0	0
第2-2階層		2-1以外の世帯	基準額	9,000	6,000	7,000	5,000	
			半 額	4,500	3,000	3,500	2,500	
			1/10	900	600	0	0	
第3-1階層	市町村民税課税世帯	母子世帯等の世帯	基準額	18,500	15,500	12,000	8,000	
			半 額	9,250	7,750	6,000	4,000	
			1/10	1,850	1,550	0	0	
第3-2階層		3-1以外の世帯	基準額	19,500	16,500	13,000	9,000	
			半 額	9,750	8,250	6,500	4,500	
			1/10	1,950	1,650	0	0	
第4階層	第1階層を除き、前年度分の所得課税世帯であって、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	64,000円未満	基準額	30,000	27,000	22,000	20,000	
			半 額	15,000	13,500	11,000	10,000	
			1/10	3,000	2,700	0	0	
第5階層		64,000円以上 160,000円未満	基準額	44,500	41,500	31,000	25,000	
			半 額	22,250	20,750	15,500	12,500	
			1/10	4,450	4,150	0	0	
第6階層		160,000円以上 408,000円未満	基準額	61,000	58,000	37,000	28,000	
			半 額	30,500	29,000	18,500	14,000	
			1/10	6,100	5,800	0	0	
第7階層	408,000円以上	基準額	80,000	77,000	42,000	30,000		
		半 額	40,000	38,500	21,000	15,000		
		1/10	8,000	7,700	0	0		